

《参考2》産業分野ごとの主要紛争ケース

主要ケースでは、法的論点を中心に紹介したが、本節では、事業分野別に、事実関係や賠償額の判断を中心に仲裁判断を紹介する。ICSID等の仲裁機関やUNCITRAL規則に基づく仲裁手続に付託される案件には、申立人の属する事業分野や問題となった政府措置の観点から見ても、様々なものがある。ここではそれらの中から賠償額の判断が出ている比較的新しい仲裁案件を紹介する。

1. エネルギー

○石油

Occidental Exploration and Production Company対エクアドル、LICA事件番号UN3467、米国・エクアドルBIT、2004年7月1日。

米国Occidental社は、エクアドルの国営企業ペトロ・エクアドルと石油生産に関するサービス提供契約を締結した。エクアドルの国内法が生産物分与協定を導入するために変更され、同社もペトロ・エクアドルとの契約形態を変更した。契約変更後、それまで認められていた付加価値税の還付が認められなくなったため、米国・エクアドルBITの公正待遇義務及び内国民待遇等に違反するとして仲裁を申し立てた。エクアドル政府は付加価値税の還付は新契約におり込まれていると主張した。

仲裁廷は、契約及び税法を検討し、契約には付加価値税の還付は含まれていないと判断した。BIT違反の主張に対しては、意図的でないとはいえ、国税当局の解釈の間違いや不明確な税制変更

であること等を指摘し、公正待遇義務違反を認めた。結果、エクアドル政府に対し、付加価値税の還付と賠償金7,150万ドル及び利息をOccidental社に支払うよう命じた。

○ガス

Petrobart Limited対キルギス、SCC事件番号126/2003、エネルギー憲章条約、仲裁判断、2005年3月29日。

ジブラルタル企業のPetrobart社は、キルギスの政府系企業KGMとガスコンデンセートの供給契約を締結した。同社は事業途中から支払いを受けられず、キルギス国内の裁判手続を開始した。同社は裁判所からKGM社に支払いを命ずる判決を得て、強制執行できることとなったが、副首相の裁判所宛の書簡により強制執行は延期され、その間にキルギス政府は別会社を設立して、KGMの資産のみを移転した。結果、KGM社は負債のみをかかえて破産し、Petrobart社は支払いを確保できなくなった。Petrobart社は、エネルギー憲章条約の公正待遇義務違反等を主張して仲裁を申立てた。

仲裁廷は、上述の事実に鑑みれば、キルギス政府は投資家の権利を尊重していないとして公正待遇義務違反を認めた。賠償については、申立人は資産の移転がなければ請求額の75%の支払いを確保できたはずであるとし、それに相当する約113万ドルと利息をPetrobart社に支払うよう命じた。

○ガス・パイプライン

Saipem S.p.A. 対バングラデシュ、ICSID事件番号ARB/05/7、イタリア・バングラデシュBIT、仲裁判断、2009年6月30日。

イタリア企業である申立人（Saipem）はバングラデシュ国営のガス供給企業（Petrobangla）と契約を締結し、パイプラインの建設に着手したが、工事は遅延した。この遅延の補償額をめぐって、両者に対立が生じた。当契約では、紛争はバングラデシュで行われるICCで解決することが約されていたため、申立人はICCに提訴した。ICCは、Petrobanglaの契約上の義務違反を認め、約614万米ドルの補償金、約11万ユーロの保留金及び利息の支払いと瑕疵担保保証状の返却を命じた。しかしそのICCの審議手続の間に、Petrobanglaはバングラデシュ裁判所に提訴し裁判所からICCの判断を取消すとする判決を得ていた。

これを受けて、申立人は、Petrobangla はバングラデシュ裁判所と結託してICCの判断を阻害したのであり、このように国内裁判所がICC判断の取消を判断することは、適切な補償なしに投資家の資産を収用する行為に該当するとしてイタリア・バングラデシュBIT違反を仲裁廷に申し立てた。仲裁廷は、ICC判断を正当な根拠なく取消した国内裁判所の判断は、直接の収用には該当しないものの、収用と同様の効果をもたらす行為であり、申立人の契約上の利益を害すると判断した。また仲裁廷は、国家の一司法機関による判断だけでは収用行為が構成されないことを認めたものの、その判断が国際法に反する場合には収用行為にあたり、バングラデシュ裁判所の判断は、同国で行われたICCの仲裁プロセスを監督できる裁判所の権限を濫用する行為であるとして、ニューヨーク条約などの国際法に反することを認めた。その上で仲裁廷は、ICC判断と同額の補償金等の支払いをバングラデシュ政府に命じた。なお、申立人は、バングラデシュ裁判所の介入によって生じた費用等の補償や瑕疵担保保証に關す

る救済措置を求めていたが、これは認められなかった。

○発電プラント建設

PSEG Global Inc. and Konya Ilgin Elektrik Uretim ve Ticaret Limited Sirketi対トルコ、ICSID事件番号ARB/02/5、米国・トルコBIT、仲裁判断、2007年1月19日。

米国企業のPSEG社は、石炭火力発電所のBOT（Build Operate Transfer = 建設、運営、移転）プロジェクトを企画し、エネルギー資源省から発電所の建設許可を得て、フィージビリティスタディに着手した。BOT契約の締結交渉中、プロジェクトに關係する国内法制が何度も変更された。このなかには会社の構成に關するものもあり、プロジェクトカンパニーを、当初PSEG社が計画していたオランダ籍の会社の子会社ではなくトルコ法人とすることになり、そのために税負担額が変わり、また財務省の保証方針が変わるなど影響を被った。さらに、石炭の採掘の予測コストの上昇等を受けた政府系企業による電力買取価格や契約中の仲裁条項の挿入を巡り交渉は難航した。最終的に、BOT契約は締結されず、申立人は、トルコ政府が米国・トルコBITの公正待遇義務に違反したとして、仲裁を付託した。

仲裁廷は、交渉過程において、トルコ政府が合意できない重要な部分を明らかにしない等、深刻な怠慢と行動の矛盾があったことを挙げて、公正待遇義務違反を認めた。さらに、エネルギー資源省が法の授權を超えた要求を申立人にしたこと、及び、關係法律が継続的に変わり続けたにもかかわらず、その変化に対応した交渉を行わなかったことを挙げた。賠償額の判断については、発電所の建設には着手されていなかったが、プロジェクトのフィージビリティ等が行われていたとして、申立人以外の会社が支払った額を差し引いた900万ドルを申立人に支払うよう命じた。

○電力

EDF International S.A. / SAUR International S.A. / Leon Participaciones Argentinas S.A. 対アルゼンチン・フランス投資協定、ICSID事件番号ARB/03/23、BIT、仲裁判断、2012年6月11日。

アルゼンチン・メンドーサ州エネルギー公社が民営化され、同公社は3社に分社化。そのうちの1社がメンドーサエネルギー供給株式会社(EDEMSA)であり、メンドーサ州の電力供給事業の一部を当該公社より引き継いだ。

98年2月にメンドーサ州法第6498号に基づきEDEMSAはA種株式の51%の公開入札手続きを実施。同年6月にSODEMSA(EDF International S.A. / SAUR International S.A. / Leon Participaciones Argentinas S.A.)が落札。翌7月にEDEMSAはメンドーサ州と電力輸送及び供給に関するコンセッション契約を締結し、翌8月にEDEMSAはSODEMSAの支配の下で操業を開始。

本コンセッション契約には、料金表に反映される電力供給者の電力購入及び電力供給等の費用は米ドル建てで計算され、電力使用者に請求する際に、アルゼンチン国内法で定められた転換率によりアルゼンチンペソで標記されることが規定されていた。契約時点において、アルゼンチンペソは米ドルに対して1対1の為替レートで固定されていた。

01年に始まった経済危機を受け、固定為替レートは廃止され、変動為替相場制度に移行。また、コンセッション契約の料金条件を廃止。アルゼンチン政府は関係当局に全ての契約の条件を再交渉する権限を付与したが、かかる再交渉の間、EDEMSAを含む公益コンセッション事業者は契約上の義務を免除されなかった。これにより申立人の収益は大幅に減少し、EDEMSAの株式の価値の下落を招いた。

03年6月、申立人はアルゼンチン政府の金融危機に係る措置がアルゼンチン・フランスBITの最恵国待遇、公正衡平待遇等に違反すると主張し仲

裁に申し立てた。

仲裁廷はアルゼンチン・フランスBITの最恵国待遇条項により、アルゼンチン・ルクセンブルクBIT又はアルゼンチン・ドイツBITの義務遵守条項を均てんすることができるかと判断。本件における特定の投資財産のために外国投資家に付与された本コンセッション契約は、義務遵守条項による保護の範囲に含まれ、「投資家に関して行われた約束(アルゼンチン・ルクセンブルクBIT)及び「他の締約国の国民又は会社が行った投資に関して行われた約束」(アルゼンチン・ドイツBIT)の違反であると認めた。

また、州政府が米ドル建てでの均衡を復旧するために適時に料金を増幅しなかったことは、不公正かつ不衡平な待遇を構成すると判断。すなわち、EDEMSAの財務的な均衡を適時に復旧しなかったことは公正衡平待遇義務違反を構成すると認めた。

2. インフラ

○水道

Azurix 対アルゼンチン、ICSID事件番号ARB/01/12、米国・アルゼンチンBIT、仲裁判断、2006年7月14日。

アルゼンチンのブエノスアイレス州は水道サービスの民営化のための入札を行い、米国企業Azurix社のアルゼンチン子会社ABA社が落札した。サービス開始後、飲料用水の質の維持のために必要な水源の工事など、州が利権契約上の義務を履行しなかったことや、料金の引き上げを阻んだこと等から、ABA社と州の間に紛争が生じた。当事者間での話し合いは失敗に終わり、ABA社は破産を申立て、州は契約不履行を理由に契約を解除した。Azurix社は、州の契約不履行及び解除が、①収用に相当し、②公正衡平待遇義務に違反するとして仲裁を申立てた。

仲裁廷は、州が契約上認められていた料金体系を適切に適用せず政治的に利用したことや、州の義務不履行に起因する水道品質の低下にもかかわ

らず、それをABA社の責めに帰して住民に料金の不払いを呼びかけたこと等を指摘し、②について申立人の主張を認めた。賠償として、ABA社への追加的な投資額を考慮した利権解約の公正市場価値として約1億6,500万ドルをAzurix社に支払うよう命じた。

*ICSID条約52条に基づきアルゼンチン政府による取消請求がなされていたが、2009年9月1日に棄却された。

○セメント事業

Middle East Cement Shipping and Handling Co. S.A.対エジプト、ICSID事件番号ARB/99/6、ギリシャ・エジプトBIT、2002年4月12日。

ギリシャ法人であるMiddle East Cement Shipping and Handling Co. S.A.社はエジプトに支社を設立し、セメントの輸入販売業務を行っていた。エジプト政府が同社に発行したライセンスはセメントの輸入、貯蔵及び輸送を10年間認めるものだったが、期限まで4年弱を残しているにもかかわらず、エジプト政府はグレイ・ポートランド・セメントの輸入を全面的に禁止した。これにより同社は事実上ライセンスを取り消され、事業継続が不可能となった。さらに、エジプト政府は同社の所有する船を港湾利用料の不払いを理由に差し押さえ、競売にかけた。同社はライセンス契約及び当該船の収用を主張し、仲裁を申立てた。

仲裁廷は、ライセンス契約の収用を認定し、販売契約を考慮した逸失利益の賠償を命じた。船の差し押さえについても、適切な通知等の手続を欠くことから正当な法の手続に則っていないとして違法な収用と認定し、エジプト政府に対して合計で219万ドルの賠償金の支払いを命じた。

○空港建設・運営

ADC Affiliate Limited and ADC & ADMC Management Limited対ハンガリー、ICSID事件番号ARB/03/16、キプロス・ハンガリーBIT、仲裁判断、2006年10月2日。

キプロス法人（最終的な所有者はカナダ人）であるADC Affiliate社とADMC Management社とがハンガリーに設立した現地法人と、ハンガリーの政府機関とがブダペスト空港の拡張工事及び運営契約を締結した。工事終了後、現地法人は空港運営を行っていたが、ハンガリー政府の政策変更により契約は無効とされ、現地法人の活動は強制的に政府の指定する別法人に引き継がれた。これにより、申立人は配当や管理料等を受け取れないこととなった。これらの措置に何らの補償も支払われなかったことから、申立人は収用にあたり主張して、キプロス—ハンガリーBITを根拠に仲裁を申立てた。ハンガリー政府は、EU法への適合の必要性や申立人の契約違反等を主張して正当化を図ったが、仲裁廷はこれを認めず、収用に該当すると認定した。賠償として、約760万ドルを申立人に支払うよう命じた。

○有害廃棄物処理施設建設・運営

Tecnicas Medioambientales Tecmed, S.A. 対メキシコ、ICSID事件番号ARB(AF) 00/2、スペイン・メキシコBIT、仲裁判断、2003年5月29日。

スペイン企業であるTecmed社は、メキシコの州政府の実施した入札に勝利し、廃棄物処理事業を開始した。事業許可は5年間であったが、同社は長期間事業を営むことを前提としていた。同社は許可更新の拒否が①収用に相当すること、及び②公正衡平待遇義務違反であることを根拠に仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、許可更新の拒否の本当の理由が、地域住民の反対にあったことを認定するなどして収用の主張を認めた（詳細は前掲②(d)(iii)参照)。さらに、州政府が、Tecmedに対して移転して事業を継続することができることを保証したにもかかわらず許可更新を拒否するといった矛盾した対応をしたことなどを指摘して、公正待遇義務違反を認めた。賠償として、メキシコ政府に対し、埋立地購入時の市場価格にその後の追加投資と2

年間の運営費用を加算の上、約550万ドル及び利息をTecmed社に支払うよう命じた。またメキシコ政府の支払いの後直ちに、Tecmed社に埋立地の所有物と関連資産一切を移転するよう命じた。

○道路建設

Desert Line Projects LLC対イエメン、ICSID事件番号ARB/05/17、オマーン・イエメンBIT、仲裁判断、2008年2月6日。

オマーンの建設企業であるDesert LineProjects社(DLP社)は、イエメン政府と契約を締結し、道路建設を開始したが、その途中で作業量についてDLP社と政府の間で争いが生じたため、両者は合意して紛争をイエメン法に基づく仲裁に付託した。この仲裁判断は、政府に対してDLP社に約1億800万ドルの支払いを命じた。イエメン政府は当該仲裁判断の取り消しを求めてイエメン国内裁判所に訴えたが、手続の進行中に、DLP社と支払い金額を仲裁判断の提示した額の半分程度にするという和解合意を締結した。DLP社は政府から部分的な支払いを受けた後、和解合意は強制によるものであって無効であり、イエメン政府の行為はオマーン・イエメンBITに違反するとして仲裁に付託した。

仲裁廷は、和解合意について、仲裁判断提示額の半分以上を放棄する内容であるが、真に公平かつ衡平な交渉の結果でなければ妥当と言えないと述べた。そして、DLP社が和解に合意する時点では破産状態にあったこと、道路建設予定地が政府によって包囲され、DLP社の職員が逮捕されるなど物理的安全が脅かされていたこと等に着目し、当時DLP社は和解に応じる以外に現実的な選択肢がなかったとして、強制によって和解合意がなされたと判断した。そして、このことはBITの公正待遇義務違反に該当し、和解合意は国際的効果を有しないとした。賠償については、イエメン国内仲裁判断の拘束性を認め、同判断の提示した額から既に支払いのあった額を差し引いた額

(約36億Omani Riyals)に加え、精神的損害に対応する100万ドル及び年利5%の利息をDLP社に支払うようイエメン政府に命じた。

○高速道路建設

ADF Group Inc. 対米国、ICSID事件番号ARB(AF)/00/1、NAFTA、仲裁判断、2003年1月9日。

カナダ法人ADF Group Inc.(申立人)は、米国州当局と米国企業的高速道路改築契約の一部である構造物の製造を米国企業から受注した。申立人は、米国産の鋼鉄を用いて、カナダ国内で製造を行う予定だった。しかし米国州当局は、当該行為は米国企業との主契約で定めた全製造工程を米国内で行う規定(バイ・アメリカン条項)に適合しておらず、連邦政府からの財政支援を得られないと指摘した。

申立人は、米国内での製造は事実上不可能であることや、本事業を期限通りに完遂することが公共の利益に叶うため、バイ・アメリカン条項の適用除外にあたり主張し、米国企業も州当局に適用除外を求めた。しかし、州道路局は、申立人と同等の製造能力を有する米国企業は多く存在すると指摘し、要求を却下した。これを受けて、申立人は製造過程の大半を他企業へ下請けに出すことになった結果、製造コストが著しく増大したとして、ICSID仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、内国民待遇に関しては、問うべきは申立人が米国籍企業と異なる扱いを受けたか否かであるとし、米国産・製造の鋼鉄の使用が求められるという点では米国企業も申立人も同様であることから、内国民待遇違反に当たらないとした。パフォーマンス要求の禁止規定については、州の所管事業も政府調達に含まれるため、政府調達の適用除外に関する規定の対象になると認めた。公正衡平待遇に関しては、米国による具体的措置の各々について判断し、申立人の主張を全て却下した。

3. サービス

○テレビ放送

CME Czech Republic B.V.対 チェコ、UNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁、オランダ・チェコBIT、部分的仲裁判断及び最終仲裁判断、2001年9月13日及び2003年3月14日。

アメリカの事業家が保有するオランダ企業のCME社は、現地企業と共同でチェコにおけるテレビ放送免許を取得しようとした。免許の権限を有するメディア委員会は、外国投資家が免許を取得することを懸念する政治的圧力を受けて、CME社の現地子会社CNTS社が直接免許を取得しない事業形態にするよう指導した。結果、放送免許はチェコ企業のCET 21社に付与され、CNTS社はその独占利用権を得てテレビ局の運営を行うこととなった。免許付与時にこの事業形態は承認されていたものの、後にメディア委員会は方針を変え、罰金賦課に至る手続の開始等様々な圧力をかけた。最終的に、CNTS社は事実上強制的にライセンスの独占利用権を失うことに合意せられ、事業を行う上で重要な法的基礎を失った。CMEはチェコ・オランダBITの取用及び公正待遇義務違反等を主張して仲裁を申立てた。

仲裁廷は、申立人の主張を認め、チェコ政府に対して、CNTS社の公正市場価値のうちCME社の株式保有割合に相当する額、約2億7,000万ドル及び利息をCME社に支払うよう命じた。

*CMEの株主であるLauderは、並行してチェコ政府を相手に米国・チェコBITを根拠に仲裁を申し立てた。当該仲裁廷は、BIT違反を一部認めたものの、違反と損害の間に密接な関係が見いだされないと賠償の主張を退けた。

○ソリューションサービス

Siemens A.G.対アルゼンチン、ICSID事件番号ARB/02/8、ドイツ・アルゼンチンBIT、仲裁判断、2007年2月6日。

ドイツのSiemens社はアルゼンチンに子会社を設立し、入国管理システムの開発・利用及び身分

証明カードの製造発行に関するプロジェクトの契約を落札した。その後、政権交代があり、新政権のもと、政府側より身分証明カードの価格再交渉と無料で配布されるカード枚数の増加の要求が出された。プロジェクトは開始されたがすぐに中止され、政府と同社は契約の再交渉を始めた。2000年11月、経済危機にみまわれたアルゼンチンは「2000年経済非常事態法」を制定し、大統領に対し公共セクターの契約について再交渉を行う権限を付与し、同契約もその対象となった。2001年5月、アルゼンチンは同法にもとづいて669/01令を発し、当該契約を終了した。同社は、これらの行為がドイツ・アルゼンチンBITに違反すると主張して仲裁を付託した。

仲裁廷は契約の解除が取用にあたるもの主張を認め、補償の支払いが必要であるとした。さらに公正待遇義務違反の主張も認めた。その判断にあたって、公共の利益についての宣言をすることなく、負担を軽くするための目的で契約の再交渉をすることは、Siemens社の投資の法的安定に影響したと指摘した。また、州と合意を締結することについて契約で合意した中央政府が、国内構造を理由にその不能を主張することは、誠実の原則に違反すると述べた。賠償金として、Siemensの投資価値、結果損害及び未払いのサービスの対価の合計として、約2億1,700万米ドルの補償を同社に支払うよう、アルゼンチンに命じた。他方、Siemens社の主張した逸失利益としての1億240万米ドルの補償は認めなかった。

○テレコム

Rumeli and Telsim対カザフスタン、ICSID事件番号ARB/05/16、トルコ・カザフスタンBIT、仲裁判断、2008年7月29日。

トルコ企業である申立人は、現地法人Investelと合同で株式会社KaR-Telを設立し、カザフスタンの運輸通信省から世界移動体電話規格（GSM）のライセンスを6,750万USドルで取得した。KaR-Telは、投資委員会とGSM無線デジタル電話網の

敷設及び調査に関する契約を締結した。3年後、投資委員会は、契約違反等を理由にKaR-Telとの契約を解除した。その後、申立人の現地パートナーが申立人に対し、申立人の有するKaR-Tel株式の償還を求める訴えを国内裁判所に提起した。申立人はこれを争ったが、最高裁判所は株式の強制償還を認めた。申立人は、これらのカザフスタン政府の行為がトルコ・カザフスタンBITに違反するとして仲裁に付託した。

仲裁廷はまず、トルコ・カザフスタンBITは公正衡平待遇義務を定めていないが、同BITの最恵国待遇条項により、英国・カザフスタンBITの定める公正衡平待遇が均てんされると解した。その上で、契約上に定める正当な手続きを欠く契約解除は、投資家の合理的かつ正当な期待を尊重しないものであると述べた。さらに、KaR-Telとの契約を審査するために設立されたワーキンググループの審査は、申立人に主張を証明する現実的可能性を与えることなくKaR-Telの債務不履行等を認定した点で、透明性と適性手続きを欠くと述べた。これらに鑑みて、仲裁廷はカザフスタンの行為が公正衡平待遇義務に違反すると判断し、同時に収用の主張も認めた（前掲②（d）（iv）参照）。賠償としては、収用された時点での申立人の株式価値が適当であるとして、125万USドルと最高裁が株式の強制償還を認めた2003年10月30日から支払日までの利息を申立人に支払うよう命じた。

○リゾート産業

WAGUIH ELIE GEORGE SIAG AND CLORINDA VECCHI対エジプト、ICSID事件番号ARB/05/15、イタリア・エジプトBIT、仲裁判断、2009年6月1日。

申立人であるSiag氏とその家族であるVecchi氏は、二人ともイタリア国籍を有し、現地法人（SIAG Touristic）とその子会社（Siag Taba）の主要投資家であった。1989年、エジプト観光省はリゾート地開発を目的として、シナイ半島北部のイスラエル国境付近の土地をSIAG Touristicに売

却した。SIAG Touristicは、Siag Tabaにその一部を移転するとともに、開発工事に着手した。しかし、その資金調達がイスラエル企業との契約によって行われていることを問題視したエジプト当局は、工事中止を命じ、同地に関する政府との売買契約の解除と土地の返却を命じた。Siag氏は、エジプト裁判所に提訴し、最高裁まで争われ、Siag氏側に有利な判断が下されていたが、エジプト政府は判決に応じず、収用の手続を進め、別のエジプト企業に同地での天然ガス採掘事業を認可した。このため申立人は、以上のようなエジプト政府の行為がイタリア・エジプトBITに反するとして、仲裁に付託した。

エジプト政府は、申立人が普段エジプト国民として生活しているために、イタリア・エジプトBITに基づいてエジプト政府を訴える資格はない等を理由として、管轄権に関する先決的抗弁を行ったが、2007年4月、仲裁廷はこれを却下する判断を示した。しかしその約5ヶ月後、エジプト政府はさらに、Siag氏が1999年1月に破産宣告を受けているため仲裁で争う資格がないという点、Siag氏はイタリア国籍を得る前にレバノン国籍を不正に取得しており、エジプト国籍を正規に放棄していないため、ICSID条約第25条の国籍の要件を充たさないという二点を理由として、管轄権に対する異議を再提起した。また、このような申立人の行為に対してエストッペル（禁反言）の原則が適用されるべきと主張した。これに対して仲裁廷は、エジプト政府の主張は、管轄権に関する異議はできる限り迅速に提起すべきとするICSID条約第41条に反するとした上で、本案判決の中で、破産宣告を受けているからと行って仲裁に付託する資格を失うとは限らず、また、申立人がエジプト国籍を不正に放棄した事実がないため、イタリア人としてイタリア・エジプトBIT違反を訴える資格を有しており、またエストッペルの原則も適用されないとする判断を示した。

その上で仲裁廷は、エジプト政府による収用は、投資家の全ての投資財産を保護すること、公

平な措置をとることといったBIT上の義務を遵守していないとして約7455万米ドルの賠償とLIBOR金利に基づく利息、60万米ドルの訴訟費用を申立人に支払うよう命じた。なお、本件判断には、申立人のレバノン国籍の取得が金銭目的であり、レバノン国の法律にも反するのでエストoppelの原則が適用されるとする反対意見が付された。

4. その他

○土地開発

MTD Equity Sdn. And MTD Chile S.A.対チリ、ICSID事件番号ARB/01/7、マレーシア・チリBIT、仲裁判断、2004年5月25日。

マレーシア企業のMTD社は、チリのサンティアゴ近郊の一画の住宅地開発を企画した。同社はその地域のゾーニング変更がなされることを前提に、外国投資委員会による投資プロジェクトの承認を得て、現地子会社に約1,700万ドルを投資した。投資後、都市開発庁が都市開発政策に反することを理由にゾーニング変更を認めなかったため、プロジェクトは停止に追い込まれた。MTD社は、投資後にゾーニング変更が認められなかったことは、マレーシア・チリBITの①公正待遇義務違反であり、②収用に相当するとして仲裁を申立てた。

仲裁廷は、チリの法制度上、政府組織の間の協力メカニズムがあるにもかかわらず、同じ投資家のプロジェクトに対して相反する態度をとったことを指摘し、投資家の期待を裏切る行為であるとして、公正待遇義務違反を認めた。他方、申立人についても、規制についての調査を怠ったなど慎重な投資判断に欠く面があることを指摘した。結果、チリ政府に対し、賠償として請求の一部である約580万ドルをMTD社に支払うよう命じた。

○農業

Bernardus and others 対ジンバブエ、ICSID事件番号ARB05/6、オランダ・ジンバブエ投資協

定、仲裁判断、2009年4月1日。

オランダ人の投資家13名は、ジンバブエに農場を所有していた。補償なしの土地収用を政府に認める2000年の新憲法案が国民投票により否決された直後、退役軍人が農場の不法占拠をはじめた。原告によれば、それは与党議員や軍による支援を受けた動きであった。その後の政府が修正した憲法によれば、かつての宗主国は強制的に取得した農地に対する支払をする義務があり、それを拒むのであれば、ジンバブエ政府は再取得した農地に補償をする義務はないとされていた。また、ジンバブエ議会は、2001年3月時点で土地を占有している者が司法判決により退去を命じられることはないとする法律を制定した。

申立人は、ジンバブエ政府と交渉をしても、収用や不法占拠の補償を受けられなかったため2003年に国際投資仲裁を開始した。ジンバブエ政府は、補償を支払っていないことは認めたものの、土地収用は、公共目的のもと、法律に沿って、無差別におこなった措置であり、投資協定違反を構成しないと主張した。また、原告が補償を受けていない理由として、原告は農場価値の一部について補償すると定めたジンバブエの国内法に沿った手続を進めていないことを指摘した。

仲裁廷は、収用を正当化する他の要件を満たしていたとしても、補償を支払っていなければ、協定違反になると指摘した。また、ジンバブエの国内法は、投資協定に明記してある完全な補償をおこなうものではなく、投資協定には国内手続を完了しなければ国際仲裁を利用できないと規定していないと述べ、ジンバブエ政府に賠償金の支払いを命じた。